

静 情 審 第 27 号  
平成 18 年 7 月 31 日

静岡県公安委員会 様

静岡県情報公開審査会  
会 長 小 野 森 男

静岡県情報公開条例第 19 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 16 年 10 月 5 日付けによる下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

捜査費の現金出納簿の部分開示決定に対する審査請求（諮問第 138 号）

## 別紙

### 1 審査会の結論

静岡県警察本部長が非開示とした部分のうち平成 12 年度分の「受入金額」欄並びに平成 13 年度分、平成 14 年度分及び平成 15 年度分に記載された次の部分は、既に開示してある部分を除き開示すべきである。

- (1) 「年月日」欄のうち本部長から捜査費を受入れた日付
- (2) 「摘要」欄のうち本部長から捜査費を受入れた旨の記載並びに取扱者及び補助者の印影
- (3) 「受入金額」欄
- (4) 「支払金額」欄のうち各月分計額、各月末の累計額
- (5) 「差引残高」欄のうち各月分計額、各月末の累計額

### 2 審査請求に係る経過

- (1) 平成 16 年 4 月 7 日、審査請求人は、静岡県情報公開条例(以下「条例」という。)第 6 条の規定により、静岡県警察本部長(以下「実施機関」という。)に対し、「新居警察署及び榛原警察署に係る平成 12 年度から平成 15 年度までの捜査費(国費)、捜査用報償費(県費)に係る予算と支出に関する文書(現金出納簿)」の開示を請求し、同日、実施機関は、当該開示請求書を受け付けた。
- (2) 実施機関は、この開示請求に対応する公文書として、「平成 12 年度から平成 15 年度までの捜査費及び捜査用報償費の現金出納簿」(以下「本件公文書」という。)を特定した。
- (3) 平成 16 年 6 月 18 日、実施機関は、本件公文書のうち 5 (3)に掲げる部分については、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に掲げる情報が記録されているとの理由で非開示とする旨の部分開示決定(以下「本件処分」という。)をし、審査請求人に通知した。
- (4) 平成 16 年 8 月 11 日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第 5 条の規定により静岡県公安委員会(以下「諮問庁」という。)に対し審査請求を行い、同日、諮問庁はこれを受け付けた。

### 3 審査請求人の主張要旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件公文書を開示するとの裁決を求めるといものである。審査請求人が審査請求書、意見書及び意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 現・元職員の内部告発等によれば、警察本部では偽造領収書を作成して捜査費による裏金作りが行われており、裏金は飲食代等に費消されている。
- (2) 平成 7 年度の県警総務課の旅費支出関係文書の開示請求に対しても、不正支出はないと主張していたが、開示した結果、不正支出が明らかになったことからす

ると、捜査費についても不正支出があると考えられる。

(3) 実施機関は、支出ごとに具体的非開示理由を明らかにする義務を負っているのにこれを怠っているため、条例第 12 条に違反する。

(4) 平成 16 年度の捜査用報償費額が平成 12 年度と比較して 75 パーセント減少しているのは、不正支出を抑制した結果だと言われている。

捜査費支出文書の内容を明らかにすることは、県警への県民の信頼を回復するためにも最低限の義務である。開示による支障が抽象的な推測に過ぎない以上、条例第 9 条を適用して開示すべきである。

(5) 本件公文書は、警察本部全所属調査の調査対象文書でもあり、単に条例第 7 条第 2 号を適用するのではなく、第 9 条を適用して、警察職員の氏名を含めて、その全部を開示すべきである。

昨今の状況を見れば、警察職員の氏名のみを特別扱いにする合理的根拠はない。警察職員であれ一般行政の職員であれ、公務の遂行と職員に係る危害防止対策とは別問題として捉えるべきである。

一律に特定の職階級以下の警察職員の氏名を非開示とする合理的根拠がない。また、仮に特定の職階級以下の者の氏名を非開示とするにしても、警部以下というのは全国的に見て極めて少数派である。本県においても、警察の人事異動についての新聞記事には、警部級の職、氏名が公表されている。

警察職員の氏名の開示の当否は、条例第 7 条第 4 号に該当するか否かで判断すべきである。

(6) 平成 18 年 3 月 28 日の静岡検察審査会の議決は、警察の会計のやり方に対する県民の平均的な考え方である。この議決は、単に不起訴不当とするだけでなく、起訴相当とする稀有な事案である。

この事案における不正が情報公開しないことを前提にした運営のもとで発生していることを重く受け止めて、本件公文書は開示すべきである。

(7) 市民オンブズマンが実施した全国調査での静岡県の評価が低い。これには、情報公開に対する県の姿勢が表れている。情報公開審査会の委員には、静岡県の情報公開の質的な向上に寄与してほしい。

#### 4 諮問庁の主張要旨

諮問庁が諮問書、意見書及び意見陳述で主張している本件処分の理由は、おおむね次の(1)、(2)のとおりである。

また、諮問庁は、意見陳述において、本件処分では非開示とした部分のうち一部については開示すべきであるとの判断を示した。その内容は、おおむね次の(3)のとおりである。

(1) 特定の事件名、捜査員の氏名や支出年月日及び個々の捜査に係る個別の執行額は、個別の犯罪捜査に直接的に関わる情報であり、公にすると、特定所属の捜査活動等の活発さが明らかになるとともに、その進展状況等の動向が推察され、警

察と対峙する犯罪集団及び事件関係者が逃走、証拠隠滅等を図るおそれがある。また、犯罪集団及び事件関係者は、捜査員の氏名や顔を知る機会があり、どの捜査員がどの事件を担当しているか判明すると、その捜査員の動向を確認することで、協力者等の有無等を把握することが可能となり、ひいては捜査妨害、協力者等への脅迫のおそれが高まり、捜査に支障をきたす。

- (2) 本件公文書の非開示部分には、捜査が終結した事件に係るものが含まれているが、これらの情報を公にすると、過去の捜査体制や捜査手法を知ることが可能となり、捜査手法等に応じた対抗措置が講じられるおそれがあるなど、将来の捜査に支障をきたす。
- (3) 情報公開の本旨に配慮しつつ、県民の理解と協力を得ながら、公共安全と秩序の維持という警察の責務を全うしていくとの立場から再検討した結果、次の2点については開示すべきであるとの結論に達した。

本件処分では、本件公文書のうち平成12年度分については月別の執行情報を開示し、平成13年度から平成15年度分については月別の執行情報は非開示とした。これは、年月の経過に伴い開示による捜査への支障が減少するとの判断に基づいて行ったものだが、13年度以降の月別の執行情報及び本部長からの受入金額について開示する。

また、警部以上の官職、氏名は、慣行として公にされている情報であるので、条例第7条第2号の非開示情報には該当しないとの情報公開審査会の答申が平成18年3月24日に出されたことを受け、この点について再度検討して見直しを行い、本件公文書に記載された警部以上の職員の印影について開示する。

## 5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書について審査した結果、以下のように判断する。

### (1) 捜査費について

#### ア 捜査費の性質、内容

捜査費は、犯罪の捜査等に従事する職員の活動のための諸経費及び捜査等に関する情報提供者、捜査協力者等に対する諸経費で、緊急を要し、又は秘密を要するため、通常の支払手続を経ることができない場合に使用できる経費で、現金経理が認められているものである。

捜査費は、支弁するのが国か県かで国費と県費の二つに分けることができる。本県では、国費については捜査費、県費については捜査用報償費と称されている。

また、捜査費は、捜査員が日常の捜査活動において使用する少額経費である捜査諸雑費とそれ以外の経費である一般捜査費の二つに分けることができる。

#### イ 捜査費執行の手続き

取扱責任者である警察本部長は、取扱者（新居警察署及び榛原警察署においては署長）から交付申請を受けると、国費にあつては官署支出官に対して、県

費にあつては資金前渡者に対して支払請求を行う。この請求に応じて国費にあつては資金前渡官吏から、県費にあつては資金前渡者から支払が行われると、取扱責任者は、取扱者に対して現金を交付する。取扱者に対して現金が交付された後は、一般捜査費と捜査諸雑費とでそれぞれ以下の手続きを経た上で、残額は取扱者から取扱責任者に返納される。

(7) 一般捜査費

捜査員は、一般捜査費を執行する必要がある場合、口頭で取扱者に対して捜査費の交付を申請する。取扱者は、補助者（新居警察署及び榛原警察署においては次長）に作成させた捜査費支出伺を決裁して交付額を決定し、捜査員に現金を交付する。捜査員は現金を支払った後、支払精算書を作成し領収書を添付して取扱者に提出して決裁を受け、支払精算を行う。

(1) 捜査諸雑費

中間交付者（新居警察署及び榛原警察署においては課長）は、毎月初めに当該中間交付者が管理する捜査員が必要とする経費相当分について、口頭で取扱者に対して交付を申請する。取扱者は、補助者に作成させた捜査費支出伺を決裁して交付額を決定し、中間交付者に現金を交付する。中間交付者は、捜査費交付書兼支払精算書を作成して現金を捜査員に交付する。捜査員は、現金を支払った都度支払伝票を作成し、領収書を添付して、中間交付者に対して支払報告を行う。捜査員は、月末には交付を受けた現金の残額を中間交付者に返納する。これを受け、中間交付者は、捜査費交付書兼支払精算書に支払額と返納額を記入し、捜査員が作成した支払伝票を添付して取扱者に提出して決裁を受け、支払精算を行う。

(2) 本件公文書の性質、内容について

本件公文書は、捜査費の出納を明らかにするため、捜査費について本部長からの受入れ、捜査員又は中間交付者への交付及び捜査員又は中間交付者からの返納が行われる都度、補助者が必要事項を記入して作成する帳簿である。これは、国費と県費に分けて年度ごとに作成されている。

本件公文書には、「年月日」、「摘要」、「受入金額」、「支払金額」及び「差引残高」の欄があり、記載されている情報は以下のとおりである。

「年月日」欄には、捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付、捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付、本部長から捜査費を受入れした日付、本部長へ捜査費を返納した日付が記載されている。

「摘要」欄には、支出事由、返納事由、捜査員又は中間交付者の官職及び氏名、本部長から捜査費を受入れした旨の記載、本部長へ捜査費を返納した旨の記載、並びに取扱者及び補助者の印影が記載されている。

「受入金額」欄には、本部長から受入れした捜査費の金額及び本部長へ返納した捜査費の金額について受入れ又は返納ごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額が記載されている。

「支払金額」欄には、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額について交付又は返納ごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額が記載されている。

「差引残高」欄には、受入金額から支払金額を差し引いた差額について受入れ、交付又は返納ごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額が記載されている。

(3) 非開示部分について

本件公文書のうち、実施機関が非開示としたのは、以下のとおりである。

ア 平成 12 年度分

「年月日」欄のうち本部長から捜査費を受入れした日付及び本部長へ捜査費を返納した日付を除いたすべて。

「摘要」欄のうち本部長から捜査費を受入れした旨の記載、本部長へ捜査費を返納した旨の記載並びに取扱者の印影を除いたすべて。

「受入金額」欄のうち本部長から受入れした捜査費の金額及び本部長へ返納した捜査費の金額について受入れごとの金額、各月分計額及び各月末の累計額を除いたすべて。

「支払金額」欄のうち捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額について各月分計額及び各月末の累計額を除いたすべて。

「差引残高」欄のうち受入金額から支払金額を差し引いた差額について各月分計額及び各月末の累計額を除いたすべて。

イ 平成 13 年度分、平成 14 年度分及び平成 15 年度分

「年月日」欄のうち年度当初の本部長から捜査費を受入れした日付及び本部長へ捜査費を返納した日付を除いたすべて。

「摘要」欄のうち年度当初の本部長から捜査費を受入れした旨の記載、本部長へ捜査費を返納した旨の記載並びに年度末及び出納整理期間のページに押印された取扱者の印影を除いたすべて。

「受入金額」欄のうち本部長から受入れした捜査費の金額及び本部長へ返納した捜査費の金額について年度末の累計額並びに出納整理期間の返納額、月分計額及び累計額を除いたすべて。

「支払金額」欄のうち捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額について年度末の累計額並びに出納整理期間の月分計額及び累計額を除いたすべて。

「差引残高」欄のうち受入金額から支払金額を差し引いた差額について年度末の累計額並びに出納整理期間の月分計額及び累計額を除いたすべて。

(4) 条例第 7 条第 4 号該当性

条例第 7 条第 4 号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定してい

る。

本号は、公共の安全と秩序を維持するため、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書は非開示とすることを定めたものである。「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定したのは、犯罪の予防、捜査等情報は、その性質上、開示されれば公共の安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあり最悪の事態を想定した慎重な取扱いが求められることや開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度の専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、犯罪の予防、捜査等に支障を及ぼすかどうか専門的・技術的判断をすることができる実施機関が支障を及ぼすおそれがあると認めることにつき相当の理由がある情報は非開示とする趣旨である。したがって、当審査会としても、本号に規定する情報に該当するかどうかについての実施機関の第一次的判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理、判断した。

ア 「年月日」欄に記載された情報

- (7) 捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付及び捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付

捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付及び捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付は、個々の捜査費の執行時期に係る情報である。したがって、これを公にすると、個々の捜査費の執行時期を明らかにすることになる。また、個々の捜査に関する情報としてだけでなく、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがある。

このことは、現に捜査が進行中の事件に係る情報についてだけ言えるわけではなく、既に捜査が終了している事件に係る情報についても当てはまる。なぜなら既に捜査が終了している事件に係る情報であっても、それを収集、分析することにより、警察の捜査体制、捜査手法等の分析が可能となり、将来、犯罪を企図する者が、これらの捜査体制、捜査手法等に応じた対抗措置を講じることが可能となるおそれがあるからである。

したがって、これらの情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、捜査員又は中間交付者に捜査費を交付した日付及び捜査員又は中間交付者が捜査費を返納した日付は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(1) 本部長から捜査費を受入れした日付

本部長から捜査費を受入れした日付は、年度当初及び年度途中で数回にわたって本部長から捜査費を受入れした日付である。したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行時期を明らかにすることにはならない。

したがって、本部長から捜査費を受入れした日付は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、本部長から捜査費を受入れした日付は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

イ 「摘要」欄に記載された情報

(ア) 支出事由及び返納事由

支出事由及び返納事由は、支出及び返納の使途に係る情報である。したがって、これを公にすると、個々の捜査費の支出及び返納の使途に係る情報を明らかにすることになる。これらの情報は、ア(ア)で述べたのと同様に、これを公にすれば、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがあるし、既に捜査が終了している事件に係る情報についても支障が生ずる。

したがって、支出事由及び返納事由は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、支出事由及び返納事由は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(1) 本部長から捜査費を受入れした旨の記載

本部長から捜査費を受入れした旨の記載は、年度当初及び年度途中で数回にわたって本部長から捜査費を受入れしたときにその旨を記載したものである。したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行について明らかにすることにはならない。

したがって、本部長から捜査費を受入れした旨の記載は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、本部長から捜査費を受入れした旨の記載は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

(ウ) 捜査員又は中間交付者の官職及び氏名

捜査員又は中間交付者の官職及び氏名は、事件の捜査に関わる職員の官職



及び氏名であるから、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、捜査員又は中間交付者の官職及び氏名は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(I) 取扱者及び補助者の印影

取扱者及び補助者の印影は、取扱者及び補助者が月末に現金出納簿の記載内容を確認し押捺した印影である。したがって、これを公にしても、取扱者及び補助者が月末に現金出納簿の記載内容を確認したということが明らかになるだけである。

したがって、取扱者及び補助者の印影は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、取扱者及び補助者の印影は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

ウ 「受入金額」欄に記載された情報

本部長から受入れした捜査費の金額は、年度当初及び年度途中で数回にわたって本部長から受入れした捜査費の金額である。したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行金額を明らかにすることにはならない。

したがって、本部長から受入れした捜査費の金額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、本部長から受入れした捜査費の金額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

エ 「支払金額」欄に記載された情報

(ア) 捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額

捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、個々の捜査費の執行金額に係る情報である。したがって、これを公にすると、個々の捜査費の執行金額に係る情報を明らかにすることになる。これらの情報は、ア(ア)で述べたのと同様に、これを公にすれば、事件ごとに一連のものとしてとらえれば、事件ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況等の各種捜査情報が明らかになるおそれがあるし、既に捜査が終了している事件に係る情報についても支障が生ずる。

したがって、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

- (1) 捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額

捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、個々の捜査費の執行金額に係る情報ではない。したがって、これを公にしても、個々の捜査費の執行金額を明らかにすることにはならない。

したがって、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

オ 「差引残高」欄に記載された情報

- (ア) 受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交付又は返納ごとの金額

受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交付又は返納ごとの金額を開示すると、受入金額を開示した場合には、支払金額が明らかになる。したがって、エ(ア)で述べたように、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち交付又は返納ごとの金額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるとすると、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交付又は返納ごとの金額についても、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものである。

以上によれば、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち受入れ、交

付又は返納ごとの金額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当する。

(4) 受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額

受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額を開示すると、受入金額を開示した場合には、支払金額が明らかになる。しかし、エ(4)で述べたように、捜査員又は中間交付者に交付した捜査費の金額及び捜査員又は中間交付者が返納した捜査費の金額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではないとすると、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額についても、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の判断は、合理性を持つ判断として許容される限度内のものではない。

以上によれば、受入金額から支払金額を差し引いた差額のうち各月分計額及び各月末の累計額は、条例第7条第4号の非開示情報に該当しない。

(5) 条例第7条第2号該当性

「摘要」欄に記載された取扱者及び補助者の印影については、(4)イ(エ)で述べたように条例第7条第4号の非開示情報には該当しないが、条例第7条第2号の非開示情報に該当する可能性があるので、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非開示情報として規定している。

しかしながら、同号ただし書は、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分。（後略）」を非開示情報から除いている。

最初に、取扱者及び補助者の印影が、「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」に該当するかという点についてであるが、印影には取扱者及び補助者の姓が記されているので、これに該当する。

次に、ただし書ア「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかについて検討する。

静岡県職員録には、警視以上の職員の職名、官職、氏名が掲載されている。ま

た、警察職員の人事異動に関する新聞記事では、警部以上の職員の職名、官職、氏名が報道されている。

このことから、警部以上の職員の職名、官職、氏名は、慣行として公にされていると言える。

新居警察署及び榛原警察署の取扱者は警視、補助者は警部である。

したがって、取扱者及び補助者の印影は、「慣行として公にされている情報」に該当する。

以上によれば、取扱者及び補助者の印影は、条例第7条第2号の非開示情報に該当しない。

#### (6) 公益上の理由による裁量的開示について

条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第1号に規定する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

非開示情報は、非開示とすることの利益を保護するために規定されたものである。したがって、実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合には、原則として開示してはならない。しかし、実施機関が、非開示とすることの利益と開示することの公益を比較して、開示することの公益が優越すると認めるときには、裁量により開示することができるとしたものである。したがって、開示することの公益が非開示とすることの利益より優越する場合で、実施機関が裁量権を行使して開示すべきであるのに開示しないときには、実施機関において裁量権の逸脱濫用があると言うことができる。

本件では、非開示情報を開示してまで保護すべき公益があるとは認められないので、実施機関が裁量により開示しなかったことについて、裁量権の逸脱濫用があるとまでは言えない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別記 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容	審査会
平成 16 年 10 月 5 日	諮問を受け付けた。	
平成 17 年 8 月 11 日	諮問庁から意見書を受け付けた。	
平成 17 年 9 月 30 日	審査請求人から意見書を受け付けた。	
平成 18 年 3 月 24 日	審議	第 183 回
平成 18 年 4 月 24 日	審議、審査請求人の意見陳述を聴取した。	第 184 回
平成 18 年 5 月 29 日	審議、諮問庁の意見陳述を聴取した。	第 185 回
平成 18 年 6 月 26 日	審議	第 186 回
平成 18 年 7 月 31 日	審議（答申）	第 187 回

静岡県情報公開審査会委員の氏名等（氏名は、五十音順）

氏 名	職 業 等	調査審議した審査会
上野 征洋	静岡文化芸術大学 副学長	第 183 回～第 187 回
大村 知子	静岡大学 教育学部教授	第 183 回～第 187 回
小野 森男	弁護士	第 183 回～第 186 回
佐藤 登美	静岡県立大学 大学院看護学研究科長	第 183 回、第 187 回
田中 克志	静岡大学 法科大学院教授	第 183 回、第 187 回
山中 崇弘	静岡新聞社 顧問	第 183 回、第 187 回